破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６１号
青森県八戸市新井田西３丁目２番13号　ヴィラ・ドリーム103号室、前住所青森県八戸市湊高台２丁目11番３号　エスポワールＫＳＡ棟Ｉ号室
債務者　久保　由香
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第６号
三重県鈴鹿市須賀３丁目５番23号
債務者　田島　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７号
三重県鈴鹿市須賀３丁目５番23号
債務者　田島　途子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２号
三重県鈴鹿市江島本町14番41号　ヤマハハイツ２　208
債務者　金城　達也
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４０号
三重県四日市市下之宮町308―５、住民票上の住所三重県四日市市下之宮町288番地１　コーポラスアメニティⅡ―201
債務者　太田黒理恵（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
京都市伏見区深草北新町627番地　墨染コーポ105号
債務者　田方　正治
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市五月ケ丘２番23―102号
債務者　村田　典子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７７号
奈良市西大寺赤田町２丁目３番37―204号
債務者　安本　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４２号
松江市西津田10丁目18番21号
債務者　倉谷寿美恵
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
山口県光市虹ケ丘２丁目19番１号　レオパレスコンフォート虹ヶ丘206号室、住民票上の住所広島県尾道市向島町5548番地36
債務者　生方　葉月
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２４６号
愛媛県松山市山越３丁目14番42号　山越藤田アパート１号
債務者　武智　賢樹
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８０号
愛媛県松山市和泉北２丁目10番15号　コーポ富士202号
債務者　井上　弘道
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３００号
愛媛県松山市井門町646番地４　信楽102号
債務者　水戸　重雄
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２７号
愛媛県松山市南町２丁目３番６号　コーポ西谷207号
債務者　森脇　剛志
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０７号
岩手県花巻市高木第20地割88番地507
債務者　南　　智朗
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６８９号
兵庫県尼崎市上坂部１丁目２番１―1102号、前住所兵庫県西宮市名塩南台４丁目21番地１
債務者　竹瀬　奈歩（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係